障がいのある方へ

福祉のしおり



＊自然＊　おぎはら ひなこさん

東御市福祉事務所

令和８年 11 月１日更新

目　　次

障がい者の相談窓口

・公的制度に関する窓口 …… 1

・その他個別の相談に関する窓口

1　医療費に関する制度 …… 4

・福祉医療

・後期高齢者医療制度

・自立支援医療

・難病 …… 5

・小児慢性特定疾病医療助成制度

2　手当・年金に関する制度 …… 6

・特別障害者手当

・障害児福祉手当

・特別児童扶養手当

・長野県心身障害者扶養共済制度

・児童扶養手当

・特定疾患患者通院費補助金

・障害基礎年金 …… 9

・障害厚生年金

・障害手当金

3　日常生活に必要な用具に関する制度 …… 10

・補装具の交付・修理

・日常生活用具の給付

4　住宅に関する制度 …… 11

・障がい者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助

・公営住宅への入居

5　交通・移動に関する制度 …… 12
・障がい者等タクシー利用料金助成
・有料道路における障害者割引制度
・自動車改造費の助成
・自動車運転免許取得の助成
・福祉タクシー利用料金の助成 …… 15
・補助犬飼育費補助
・JR 鉄道運賃の割引 …… 16
・バス・航空・タクシー運賃の割引
・福祉有償運送サービス
・信州パーキング・パーミット制度 …… 19
6　税の控除・減免等に関する制度 …… 21
・所得税・住民税の障害者控除
・医療費控除
・自動車税種別割・環境性能割・軽自動車税種別割
・NHK 受信料の免除 …… 24
・携帯電話の割引サービス
7　その他 …… 25
・手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣
・点訳・朗読奉仕員の派遣
・情報の提供等
・ヘルプマークの配布
・障害福祉サービス …… 26
・障がい者・児関連団体、親の会等 …… 28

障がい者の相談窓口

『どこへ相談したらよいか』

障がいのある方の施設入所や生活・医療の相談を受付けています

公的制度に関する窓口

相談内容	相談先機関名
障がい者(児)等(難病等含む)の 福祉サービスについての相談 ①手帳交付　②在宅福祉 ③施設入所　④その他	東御市福祉事務所 (共生社会推進係) 東御市鞍掛197 電話 0268－64－8888(代) FAX 0268－64－8880 18 歳未満 子どもサポートセンター 東御市県281－2 電話 0268－71－0450 FAX 0268－64－3128
精神障がいについての相談	東御市役所 （健康推進課） 東御市鞍掛197 電話 0268－64－8882(代) FAX 0268－64－8880 18 歳未満 子どもサポートセンター 東御市県281－2 電話 0268－71－0450 FAX 0268－64－3128 上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課) 上田市材木町1－2－6(上田合同庁舎) 電話 0268－25－7123(代) FAX 0268－23－1973
18歳未満の方についての相談 （施設入所・その他）	佐久児童相談所 佐久市岩村田3152－1 電話 0267－67－3437 FAX 0267－67－3449
特定疾患難病医療についての相談	上田保健福祉事務所 (健康づくり支援課) 上田市材木町1－2－6(上田合同庁舎) 電話 0268－25－7123(代) FAX 0268－23－1973

<table>
<tr><td colspan="2">介護保険についての相談</td><td>東御市福祉事務所
（高齢者福祉係）
東御市鞍掛197
電話 0268－64－8881(代)
FAX 0268－64－8880</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">後期高齢者医療制度についての相談</td><td>東御市役所
（市民課国保年金係）
東御市県281－2
電話 0268－75－8810
0268－63－6908</td></tr>
<tr><td>長野県後期高齢者医療広域連合
長野市大字中御所 79-5
NOSAI 長野会館２階
電話　026－229－5320</td></tr>
<tr><td rowspan="3">税金の相談</td><td>市県民税
軽自動車税種別割</td><td>東御市役所
（税務課住民税係）
東御市県281－2
電話 0268－62－1111(代)
FAX 0268－63－6908</td></tr>
<tr><td>自動車税種別割</td><td>東信県税事務所上田事務所
上田市材木町1－2－6(上田合同庁舎)
電話 0268－23－1260
FAX 0268－25－7119</td></tr>
<tr><td>所得税
その他(国税)</td><td>上田税務署
上田市中央西2－6－22
電話 0268－22－1234</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年金の相談</td><td>国民年金</td><td>東御市役所
（市民課国保年金係）
東御市県281－2
電話 0268－75－8810
FAX 0268－63－6908</td></tr>
<tr><td>厚生年金</td><td>小諸年金事務所
小諸市田町二丁目3－5
電話 0267－22－1080
FAX 0267－23－9311</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職業相談
（就職・雇用保険・その他）</td><td>上田公共職業安定所(ハローワーク)
上田市天神2－4－70
電話 0268－23－8609
FAX 0268－23－9529</td></tr>
<tr><td>上小圏域障害者総合支援センター(シェイク)
上田市中央3－5－1
電話 0268－27－2039
FAX 0268－27－4623</td></tr>
</table>

その他個別の相談に関する窓口

民生・児童委員 協議会	民生委員は児童委員を兼務し、援護を必要としている方々の相談、指導、調査などを行います 【事務局】 東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 東御市鞍掛197 電話 0268－64－8888 FAX 0268－64－8880
上小圏域障害者 総合支援センター	障がい者(児)の相談に対応する支援センターです 上田市中央3－5－1 上田市ふれあい福祉センター 2F 電話 0268－28－5522 FAX 0268－28－5520
上小圏域成年後見 支援センター	成年後見制度や権利擁護等の相談に対応する支援センターです 上田市中央3－5－1 上田市ふれあい福祉センター 1F 電話 0268－27－2091 FAX 0268－27－2500
ろうあ者の方の ための相談	手話や点訳・音訳に関することとあわせ、日常生活上の問題について相談に応じます ◆東御市社会福祉協議会 東御市鞍掛197 電話:0268－62－4455 FAX 0268－64－5695
女性相談員 母子父子自立支援員	女性及び、母子父子家庭における諸問題の相談に応じます ◆東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 東御市鞍掛197 電話 0268－64－8888 FAX 0268－64－8880
家庭児童相談員	家庭における児童養育上の諸問題に関し、必要な指導をし、児童福祉の増進をはかるため相談に応じています ◆子どもサポートセンター(子ども政策係) 東御市県281－2 電話 0268－71－0450 FAX 0268－63－2022

1　医療

福祉医療（重度心身障がい者・児）

保険適用対象の診療等を受けた時医療費の自己負担1レセプト500円の受給者負担金を引いた金額を給付します

対象者	◉身体障害者手帳 1、2、3級 （身体障害者手帳4級をお持ちの方の一部） ◉療育手帳 A1、A2、B1、B2 ◉精神保健福祉手帳 1、2、3級(3級の方は通院費のみ助成)
窓　口	東御市福祉事務所（共生社会推進係）　0268-64-8888

後期高齢者医療制度

65 歳以上、一定以上の障がいのある方は加入することができます

対象者	◉身体障害者手帳 1、2、3級 （身体障害者手帳４級をお持ちの方の一部） ◉療育手帳 A1、A2 ◉精神保健福祉手帳1、２級
窓　口	東御市役所（市民課国保年金係）　0268-75-8810



＊粘土作品＊　あかお りゅうたろうさん

自立支援医療（更生・育成・精神）

区分	対象者	内容
更生医療 （18 歳以上）	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上で、人工透析療法、ペースメーカー埋め込み術、人工関節置換術等を受ける方	障がいの除去や、軽減のために必要な医療保険の自己負担分を助成する制度です。 ※所得の状況によっては制度の対象外になることがあります。 ※治療が始まる前に申請が必要です。 身体障害者手帳に記載された障害に対して確実な治療効果がある医療に限られます。
育成医療 （18 歳未満）	18歳未満の児童で、多指症、口唇口蓋裂、先天性心臓障害等の手術を受ける方	
精神通院医療	精神の病気のため病院または診療所に通院し、精神障害の医療を継続的に受ける方	精神の疾患による通院に要する医療費の一部を公費負担します。 ※原則医療費の1割が自己負担分です 所得区分に応じて異なる場合があります ※東御市国民健康保険に加入の方は　自己負担分はありません
窓　口	東御市福祉事務所（共生社会推進係）　0268-64-8888	

難病

難病に関する医療・生活などの支援について相談を受けます

内　容	詳しい情報は　難病情報センター HP　http://www.nanbyou.or.jp/　からご覧いただけます
窓　口	（医療相談）上田保健福祉事務所　（健康づくり支援課） 0268-25-7123 （生活相談）東御市福祉事務所　（共生社会推進係） 0268-64-8888 18 歳未満　子どもサポートセンター　（子ども政策係） 0268-71-0450

小児慢性特定疾病医療助成制度

<table>
<tr><td>内　容</td><td>県知事が指定した医療機関において治療の医療費が助成されます</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>対象疾患に罹患している 18 歳未満の児童
　※所得に応じた自己負担があります
＜対象疾患群＞
<table>
<tr><th colspan="2">疾患区分</th><th colspan="2">疾患区分</th></tr>
<tr><td>1</td><td>悪性新生物</td><td>9</td><td>血液疾患</td></tr>
<tr><td>2</td><td>慢性腎疾患</td><td>10</td><td>免疫疾患</td></tr>
<tr><td>3</td><td>慢性呼吸器疾患</td><td>11</td><td>神経･筋疾患</td></tr>
<tr><td>4</td><td>慢性心疾患</td><td>12</td><td>慢性消化器疾患</td></tr>
<tr><td>5</td><td>内分泌疾患</td><td>13</td><td>染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</td></tr>
<tr><td>6</td><td>膠原病</td><td>14</td><td>皮膚疾患</td></tr>
<tr><td>7</td><td>糖尿病</td><td>15</td><td>骨系統疾患</td></tr>
<tr><td>8</td><td>先天性代謝異常</td><td>16</td><td>脈管系疾患</td></tr>
</table>
詳しい情報は小児慢性特定疾病情報センター
HP　http://shouman.jp/からご覧いただけます</td></tr>
<tr><td>窓　口</td><td>上田保健福祉事務所　（健康づくり支援課）　0268-25-7123</td></tr>
</table>

2　手当･年金

特別障害者手当

　常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（20歳以上）に支給する手当です

対象者	下記の障がいを重複してお持ちの方又はそれと同程度以上の方 ◉重度の身体障がい ◉重度の知的障がい ◉重度の精神障がい ※所得によっては支給の対象とならない場合があります ※手当の認定に身体障害者手帳の有無、年齢要件はありません
窓　口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

障害児福祉手当

常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者(20歳未満)に支給する手当です

対象者	下記の障がいを重複してお持ちの方又はそれと同程度以上の方 ◉重度の身体障がい ◉重度の知的障がい ◉重度の精神障がい ※保護者等の所得によっては支給の対象とならない場合があります ※手当の認定に身体障害者手帳の有無、年齢要件はありません
窓　口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

特別児童扶養手当

重度・中度の障がいのある児童を在宅にて養育している父母又は扶養義務者に支給されます

内　容	下記に該当する 20 歳未満の児童が対象 ◉施設に入所していないこと ◉障害年金を受給していないこと ※所得による制限があります。 支給月　年3回支給 4・8・11月
窓　口	子どもサポートセンター（子ども政策係）　0268-71-0450

児童扶養手当

ひとり親家庭等に支給される手当です

対象者	◉ 児童を養育しているひとり親 ◉ 父母のうち一方が重度の障がい者 ※児童は18歳到達の年度末(障害児は20歳未満)までが対象 ※所得や障害の程度によって支給の対象とならない場合があります （障害基礎年金受給者の場合子の加算部分と併給調整されます）
窓　口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

長野県心身障害者扶養共済制度

障がい者を養育する保護者(加入者)が死亡した時などに、残された障がい者に年金が支給される共済制度です

内 容	①掛け金 申し込み時点の加入者の年齢により異なります ②支給年金額(月額) 1口加入　20,000円 2口加入　40,000円 ③支給要件 加入者が死亡又は重度の障がいとなったとき ※年金は、心身障がい者の生涯に渡って支給されます ※加入者の所得状況により、掛金の減額(県)掛金の半額を市が補助する制度があります
対象者	◉身体障がい者 (1～3級) ◉知的障がい者 ◉精神又は身体に永続的な障がいのある方で上記と同程度の障がいと認められるもの ※加入対象者は上記の保護者で、長野県内に住所を有し、特別の疾患又は障がいを有していない 65 歳未満の者
窓 口	・県…障がい者支援課　026-235-7105 ・市…東御市福祉事務所　(共生社会推進係)　0268-64-8888

特定疾患患者通院費補助金

慢性腎不全で人工透析を受けている方等が通院に要する交通費に対し、その一部を補助します

内 容	通院費の請求 (年 2 回) (前期) 4 月～9 月の通院費請求書に病院の通院証明を受け提出 (後期) 10 月～3 月を上記同様に請求 ※毎年支給認定を受けていただく必要があります
対象者	◉ 特定疾病療養受療証所持者 ◉ 慢性腎不全者(人工透析者) ◉ ネフローゼ症候群 ◉ 重症小児喘息
窓 口	東御市福祉事務所　(共生社会推進係)　0268-64-8888

障害基礎年金

国民年金に加入している方が、怪我や病気のため日常生活に著しく制限を受ける状態になった時受けられます

対象者	①国民年金に加入している間に初診日があること ②初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること ※国民年金第1号被保険者の方で障害年金1級または2級を受給されている方は、届出により国民年金保険料が免除されます
窓　口	小諸年金事務所　0267-22-1080 東御市役所　（市民課国保年金係）　0268-75-8810

障害厚生年金

厚生年金の被保険者が、怪我や病気のため日常生活に著しく制限を受ける状態になった時基礎年金に障害厚生年金を上乗せして支給されます

対象者	①厚生年金に加入している間に初診日があること ②初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること ③障害認定日に、一定の障がいの状態にあること
窓　口	小諸年金事務所　0267-22-1080

障害手当金（厚生年金）

厚生年金の被保険者が、障害厚生年金に該当するよりも軽い障がいが残った時障害手当金（一時金）を受け取れます

対象者	①厚生年金に加入している間に初診日があること ②初診日の前日において、保険料納付要件を満たしていること ③一定の障がいの状態にあること
窓　口	小諸年金事務所　0267-22-1080

3 補装具・日常生活用具

補装具費の交付・修理

身体上の障がいを補うための補装具の購入・修理にかかる費用を支給します

内 容	自己負担は原則10％ですが、1月あたりのの上限額が設けられています。なお、市町村民税非課税世帯は、自己負担はありません
種 目	義手・義足　姿勢保持装置　装具 車イス　歩行器　眼鏡　義眼 補聴器　起立保持具　頭部保持具　等 主な品目であり、詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせください **※購入する前に申請が必要です**
対象者	◉ 身体障害者手帳をお持ちの方 ◉ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の方
窓 口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

日常生活用具の給付

日常生活をより円滑に行うための支援用具を給付します

内 容	自己負担は原則10％、所得により自己負担上限額が設けられます また、市町村民税非課税世帯は、自己負担が無料となります ※障がい種別・等級・所得・限度額などによる制限があります
種 目	ストマ用装具　頭部保護帽　収尿器　浴槽　特殊寝台　移動用リフト　特殊マット　入浴補助用具歩行支援用具　特殊便器　携帯用会話補助装置　緊急通報装置　聴覚障がい者用通信装置 住宅改修費（居宅生活動作補助用具） 主な品目であり、詳しい内容は福祉事務所にお問い合わせください **※購入する前に申請が必要です**
対象者	◉ 在宅の身体障がい児・者 ◉ 在宅の重度知的障がい児・者 ◉ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の方
窓 口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888 18 歳未満：子どもサポートセンター　（子ども政策係） 0268-71-0450

4 住宅

障がい者・高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助

身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう、住宅整備に要する費用を補助します

内 容	・対象事業内容 浴室・台所・便所・洗面所等の整備 ・補助対象額 整備に要する経費の9割 （自己負担分を含め、70万円を上限とします） ※審査のため事前に福祉事務所にご相談ください （申請に際しては、整備前の写真・見積書・設計図書が必要となります）
対象者	身体障害者手帳をお持ちの方または要介護・要支援の認定を受けている方で世帯全員の前年の所得税額が合計8万円以下の世帯の方 （身体障害者手帳の等級が 4～6 級の方については特別な支援を必要とする場合以外対象となりません）
窓 口	◆65才未満の方 東御市福祉事務所 （共生社会推進係）0268-64-8888 ◆65才以上の方 東御市福祉事務所 （高齢者福祉係） 0268-75-8881

公営住宅への入居（県営・市営）

障がいの程度によって本来認められていない単身での入居及び抽選の際での優先枠が設けられています

内 容	詳しい募集住戸及び入居資格等は窓口までお問い合わせください。
窓 口	県営 長野県住宅供給公社上田管理センター 0268-29-7010 市営 東御市役所（建設課住宅係） 0268-64-5882

5 交通・移動に関する制度

障がい者等タクシー利用料金助成（市単独事業）

障がい者等を対象に障がい者等タクシー利用料金助成券（タクシー券・デマンド券）を交付し、料金の一部を扶助します

内　容	**タクシー券　1枚 700 円分** 年間最高 24 枚（交付月から年度末までの月数×2 枚）交付します （視覚 3 級、4 級の方は年間 12 枚となります） **デマンド券　1 枚片道分** 年間最高 48 枚（交付月から年度末までの月数×4 枚）交付します （視覚 3 級、4 級の方は年間 24 枚となります） ◆タクシー券は東御市内に事業所があるタクシー会社 ※しげのマツバタクシー ※みどりタクシー ※はぴくるタクシー ※民間救急 ◆デマンド券はとうみレッツ号で使用できます。
対象者	次のいずれかに該当する方で、**社会福祉施設入所者**及び**自動車税・軽自動車税の減免を受けている方**を除きます ◉身体障害者手帳 1 級・2 級の方 ◉身体障害者手帳（視覚）3級・4級の方 ◉療育手帳 A1・A2 の方 ◉精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ◉腎臓機能障害により人工透析を受けている方
問合せ/申込先	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888



＊ソックスモンキー＊　はやかわ いちかさん

有料道路における障害者割引制度

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方	第1種身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳 A1 A2 をお持ちの方
自動車の範囲	障がい者本人又は親族等（※1）が所有する車（1台に限る・営業用を除く） ※1 親族等⇒配偶者、祖父母・父母・子・孫及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者 同居の有無は問いませんが、別居の場合障がい者本人との関係がわかる書類（戸籍謄本等）が必要になります 令和5年3月 27 日より自動車の登録をしなくても割引の申請ができるようになりました （ETC は利用できません）	
割 引 率	**50%以内**	
手 続	あらかじめ手帳に自動車登録番号等の記載があるシールの貼付が必要です。手続きには手帳と車検証（※2）、障がいをお持ちの方が運転する場合は運転免許証などが必要となります 料金所において手帳に貼付したシールを呈示していただくことで、割引となります。 ※2 所有者の記載がない車検証の場合は、「登録事項等通知書」「自動車検査証記録事項」等の書類を添付してください ETCノンストップ走行をご利用される場合は、上記の手続きに必要なもののほかにETCカード（原則手帳所持者本人名義）及び登録車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できる書類（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）が必要になります	
窓 口	東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 0268-64-8888	

※申請に必要なもの
① 車検証
② 免許証…2 種の方は運転免許証を必ず持参してください。
③ 障害者手帳
④ 本人名義の ETC カード（ETC 利用の場合のみ）
⑤ ETC 車載器の番号のわかるもの（ETC 利用の場合のみ）

ETC 利用登録される方のみオンライン申請できます

自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します

対象者	◉ 社会参加が見込まれる身体障害者手帳所持者 上肢機能障がい １級２級 下肢機能障がい １級２級 体幹機能障がい １級２級 ◉ 在宅で生活している者 ◉ 前年の所得税が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	改造に要する経費、ただし10万円が限度額
手 続	事前にご相談ください。(要件等を審査させていただきます。) ※申請には、次の書類が必要となります。 身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し、見積書、改造前の写真
窓 口	東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 0268-64-8888

自動車運転免許取得の助成

自動車の運転免許を取得しようとする障がい者に対し、取得費用の一部を助成します

対象者	◉ 聴覚機能障がい 1～4級 ◉ 平衡機能障がい 1～4級 ◉ 音声機能障がい 1～4級 ◉ 言語機能障がい 1～4級 上記の者で在宅で生活し社会参加が見込まれる者 ※肢体不自由者にあっては、障害程度に応じた補助手段を講じた自動車を使用しなければ免許の取得が困難である場合に、その取得費の一部を助成することにより社会参加が見込まれる者 ※前年の所得税の額が、15 万円以下の世帯に属する者
助成額	取得費の2／3以内(ただし、10万円が限度額)
手 続	事前にご相談ください。
窓 口	東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 0268-64-8888

福祉タクシー利用料金の助成

移動のために利用した福祉タクシーに運賃の1／2に相当する額を助成します

内　容	※助成の利用には、事前に福祉事務所への届出が必要です 【移送範囲】 東御市、上田市、長和町、青木村、小諸市、佐久市及び立科　町、かつ 7 発地又は着地のいずれかが東御市となるもの 【移送回数】 1月あたり片道8回まで。 【利用時間】 午前9時から午後5時まで ※利用予定日の3日前までに事業者への申し込みが必要です
対象者	◉ 身体障がい者　1級　2 級 ◉ 知的障がい者　A1　A2 ◉ 精神障がい者　1級 上記いずれかに該当し、一人では電車・バス等の公共機関を利用することが困難な東御市内にお住いの方
窓　口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

補助犬飼育費補助

補助犬の飼育等に関する経費を補助します

内　容	補助犬1頭につき月額 3,000 円を補助します
対象者	◉ 聴覚障がい者で聴導犬を使用する者 ◉ 視覚障がい者で盲導犬を使用する者 ◉ 肢体不自由者で介助犬を使用する者 ※東御市内に住所を有する者
窓　口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888



鉄道運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方は鉄道運賃の割引が適用となります

列車等をご利用の際には必ず手帳をお持ちいただき、係員の求めがありましたらご呈示ください

JR おひとりで利用される場合

片道100km を超える場合に利用できます

対象者	割引となる切符の種類	割引率
「第１種」「第２種」	普通乗車券	５割

JR 介護者の方が同伴し利用される場合

距離に関係なく利用できます

対象者	割引となる切符の種類	割引率
「第１種」	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	５割
「第２種」 （12 歳未満）	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	５割

※障がい者と介護者は、同一区間の乗車券類をお買い求めください

しなの鉄道・上田電鉄

距離に関係なく利用できます

対象者	割引となる切符の種類	割引率
「第１種」 「第２種」（本人単独）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 （小児定期乗車券を除く）	５割

バス運賃割引

障害者手帳をお持ちの方はバス運賃の割引が適用となります

対象者	◉ 身体障害者手帳 ◉ 療育手帳 ◉ 精神障害者保健福祉手帳所持者
窓　口	事業者により制度内容が異なりますのでご利用のバス運営会社へお問い合わせください

航空運賃の割引（国内線のみ）

障害者手帳をお持ちの方はバス運賃の割引が適用となります

対象者	◉ 身体障害者手帳 ◉ 療育手帳 ◉ 精神障害者保健福祉手帳所持者
窓　口	各航空会社が路線ごとに割引率を設定しています 詳しくは各航空会社へお問い合わせください

タクシー運賃の割引

障害者手帳をお持ちの方はタクシーの運賃の10%が割引になります

対象者	◉ 身体障害者手帳 ◉ 療育手帳 ◉ 精神障害者保健福祉手帳所持者
手　続	料金精算の際に運転者に手帳を呈示してください
窓　口	各タクシー会社 長野県タクシー会社　　026-227-7177



＊ユニット折り紙＊　こばやし　かんたさん

福祉有償運送サービス（自家用有償運送）

社会福祉法人などの団体による、外出・移動の支援を行うサービスです

対象者	◉ 身体障害者手帳 ◉ 療育手帳 ◉ 精神障害者保健福祉手帳
事業者	・社会福祉法人　みまき福祉会 東御市布下6－1　　0268－61－6001 ・特定非営利活動法人　ヒューマンネットながの上田ステーション 上田市材木町1－9－15小幡ビル2F　0268－29－0677
問合せ/申込先	利用方法・料金等については、各事業者にお問い合わせください



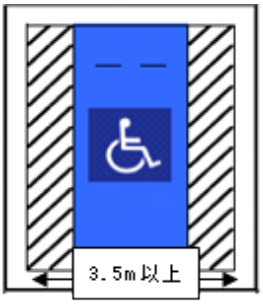
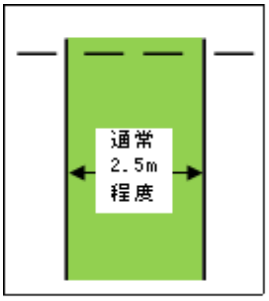
＊クリスマスリース　やじま りんなさん

信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗などに設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただいくため「利用証」を交付する制度です

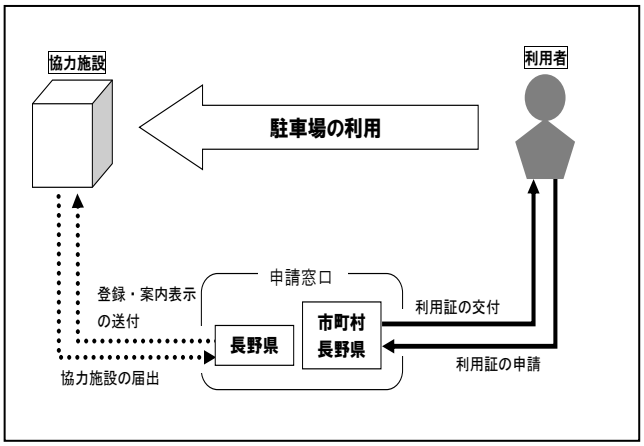
〈利用証の種類・利用できる駐車場〉

利用証は、申請者の状況に応じて、車いす使用者の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。利用証は、この制度に賛同する協力施設の専用案内表示のある駐車区画で利用できます。

	利用証	優先駐車区画	案内板
車いす使用者		 車いす使用者優先駐車区画（既存の車いすマークの駐車区画）	
車いす使用者以外（障がい者等優先駐車区画）		 障がい者等優先駐車区画（既存の出入口付近の通常区画）	

■ 利用証交付申請の受付窓口と交付の流れ

利用証の交付申請は、県庁及び県保健福祉事務所のほか、市町村窓口でも受け付けます。
窓口で申請をおこなう場合は、原則、利用証を即時交付します。（申請内容の確認に時間を要する場合は、後日交付する場合もあります。）



利用証の交付対象者・有効期間

<table>
<tr><th colspan="5">区分</th><th colspan="2">交付基準</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td rowspan="15">1 身体障がい者</td><td colspan="4">視覚障がい</td><td rowspan="15">身体障害者手帳</td><td>4級以上の者</td><td rowspan="23">発行の日から5年以内</td></tr>
<tr><td colspan="4">聴覚障がい</td><td>3級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">ろうあ</td><td>3級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">平衡機能障がい</td><td>5級以上の者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="3">上肢</td><td>2級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">下肢</td><td>6級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">体幹</td><td>5級以上の者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性</td><td>上肢機能</td><td>2級以上の者</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>6級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">心臓機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">腎臓機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">呼吸器機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">ぼうこうまたは直腸の機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">小腸機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">肝臓機能障がい</td><td>4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="5">2 知的障がい者</td><td colspan="2">療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者</td></tr>
<tr><td colspan="5">3 精神障がい者</td><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳が1級の者</td></tr>
<tr><td colspan="5">4 発達障がい者</td><td colspan="2">歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者</td></tr>
<tr><td colspan="5">5 難病患者</td><td colspan="2">特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療受給者、先天性血液凝固因子障害等医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者</td></tr>
<tr><td colspan="5">6 高齢者</td><td colspan="2">介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者</td><td>発行の日から2年以内</td></tr>
<tr><td colspan="5">7 妊産婦</td><td colspan="2">母子健康手帳を取得した者
産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る</td><td>母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間</td></tr>
<tr><td colspan="5">8 その他けが人または病気等の者</td><td colspan="2">けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者</td><td>医師の診断書による必要期間以内（最長で発行の日から1年以内）</td></tr>
</table>

	持ち物	窓口
窓口での申請 ※原則、即時交付	・障がい等の状況がわかる書類 （身体障害者手帳等） ・代理人が申請する場合は、本人確認のため、身分証をお持ち下さい	東御市福祉事務所 （共生社会推進係） 0268-64-8888
郵送による申請 ※1～2週間程度で交付	・交付申請書 （長野県ホームページからダウンロード） ・障がい等の状況がわかる書類の写し （身体障害者手帳等の写し） ・返信用の 140 円切手（利用証を郵送するための返信用切手を同封して下さい。）	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係

6 税の控除･減免等

所得税･住民税の障害者控除

納税義務者本人または扶養家族等が障がい者である場合、税額計算の基盤なる所得から一定額を差し引くことができます

申請･問合せ	所得税について	上田税務署　　0268-22-1234 勤務先の給与担当者
	住民税について	税務課住民税係　0268-62-1111 勤務先の給与担当者

※税務署での申告が不要の場合があります。

まずは東御市役所税務課住民税係　0268-62-1111　へお問い合わせください

医療費控除

身体障がい者本人や生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った一定額以上の医療費は、所得から控除することができます

控除対象費用	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります ① 寝たきりとなった者が使用し、その治療上必要と医師が証明する場合のおむつに係る費用 ② ストマケアの治療上必要と医師が証明する場合のストマ用装具代 ③ 医療系サービスと一体的に提供される在宅介護サービスについ て、その介護に要する費用 ④ 介護福祉士による喀痰吸引等の費用 ※ 確定申告が必要です
窓　口	上田税務署　　0268-22-1234

自動車税種別割・環境性能割・軽自動車税種別割

該当する障害者手帳をお持ちの方は、自動車税(軽自動車税)種別割・環境性能割が申請により減免されます

			障 が い 等 級	
			【第１種】【第２種】 障がい者ご本人が運転する場合	【第１種】 同一生計者・日常的介護者が運転する場合
身体障がい者	視 覚		1, 2, 3, 4級	1, 2, 3, 4級
	聴 覚		2, 3級	2, 3級
	平 衡		3級	3級
	音 声		3級	－
	上 肢		1, 2級	1, 2級
	下 肢		1, 2, 3, 4, 5, 6級	1, 2, 3級
	体 幹		1, 2, 3, 5級	1, 2, 3級
	脳源性	上 肢	1, 2級	1, 2級
		移 動	1, 2, 3, 4, 5, 6級	1, 2, 3級
	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸		1, 3級	1, 3級
	肝 臓		1, 2, 3級	1, 2, 3級
	免 疫		1, 2, 3級	1, 2, 3級
知的障がい者			総合判定 A1	総合判定 A1
精神障がい者			1級	1級

※音声機能障がいは、喉頭摘出による場合に限ります

※免疫障がいとは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのことです

※2 つ以上の障がい区分がある場合は、個々の区分の程度等により減免の対象となるかの判断になりますので,東信県税事務所上田事務所にお問い合わせください

●所有要件・使用要件

18 歳以上の身体障がい者は本人所有に限られます

運転者	所有者	使用要件
障がい者本人	本人 同一生計者	障がい者本人が運転
同一生計者	本人 同一生計者	障がい者の日常生活に使用するため生計を一つにする方が運転

●減免内容

減免台数	本人又は同一生計者（18 歳以上の身体障がい者は本人のみ）が所有する自家用の自動車のうち 1 台に限ります
減免税額	●環境性能割 250 万円に税率を乗じて得た額（税率3%の場合は75,000 円）まで ●自動車税　軽自動車税 45,000 円（総排気量2 ℓ超 2.5ℓ以下の自家用自動車の税率）まで ※　エコカー減税、グリーン化特例の適用を受ける自動車の場合の限度額は、軽減率等を乗じて得た額

※障がいのある方が入院や施設に入所されているなど、障がいのある方のために自動車を使用していない場合は、減免の対象になりません
またその間に購入した自動車の自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割についても、減免の対象になりません

窓 口	自動車税 軽自動車税	東信県税事務所上田事務所 税務課住民税係	0268-23-1260 0268-62-1111



＊にわとりの親子＊　おぎはら ひなこさん

NHK 受信料の免除

対象の方は受信料が全額又は半額免除になります

内　容	『全額免除』 障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいる世帯で、**世帯構成員全員が市民税非課税**の場合（同住所別世帯のご家族を含む） ※新しい年度の課税の状況により対象から外れる場合があります 『半額免除』 次にあげるいずれかの障がいの程度である方が**世帯主で受信契約者**の場合 ◉ 視覚または聴覚の障がい者 ◉ 身体障害者手帳1級又は2級の方 ◉ 療育手帳重度（A1判定）の方 ◉ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ◉ 重度の戦傷病者（第1款症）の方
窓　口	東御市福祉事務所　（福祉共生社会推進係）　0268-64-8888 ＮＨＫ長野放送局　026-291-5200

半額免除の方はマイナポータルを利用しインターネットでお手続きができます

NHK 受信料の窓口

携帯電話の割引サービス

障害者手帳他をお持ちの方は携帯電話の基本使用料等が割引になります

対象者	◉ 身体障害者手帳 ◉ 療育手帳 ◉ 精神障害者保健福祉手帳 ◉ 特定疾患医療受給者証 ◉ 特定疾患登録者証
窓　口	各携帯電話会社の店舗へ

7 その他

手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣

内 容	手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣します
対象者	聴覚障がい者 音声・言語機能障がい者 （対象となる方は身体障害者手帳を持っている方です）
窓 口	東御市社会福祉協議会　　0268-62-4455 （令和８年度より）

点訳・朗読奉仕員の派遣

内 容	図書の点訳・朗読、点訳・朗読による回答文書の作成他
対象者	重度の視覚障がい者
窓 口	東御市社会福祉協議会　　0268-62-4455

情報の提供等

内　容	対象者	窓　口
市報とうみ・社協報を録音し毎月発行	重度視覚障がい者	東御市社会福祉協議会 0268-62-4455
大活字本の貸出	視覚障がい者	東御図書館 0268-64-5886
点字図書・図書朗読機等の貸出	視覚障がい者	上田点字図書館 0268-22-1975
字幕・手話入りの DVD 等の貸出	聴覚障がい者	長野県聴覚障害者協会 026-295-3612
青い鳥郵便はがきの無料配布 （申込期間 毎年4/1から2ヶ月間）	身体障害者手帳 1級2級 療育手帳 A	お近くの郵便局

ヘルプマークの配布

周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせることができます

対象者	東御市内に住所を有する方 ※申請書等はありません　そのまま窓口でお申し出ください
窓 口	東御市福祉事務所　（共生社会推進係）　0268-64-8888

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用を希望する方は、申請が必要になります
なお、所得に応じて自己負担があります

1.訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事支援等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
2.日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練・ 宿泊型自立訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型＝雇用型、 B型＝非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	日中活動系の障がい福祉サービスを経て一般企業に雇用された人に、一定期間、就労に伴い生じている課題解決に向け、企業への訪問や相談等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
4.居住系サービス	自立生活援助	障がい者入所施設、グループホーム、精神科病院から地域での一人暮らしを始められた人が、自立した生活を営むために一定期間、定期的な訪問や相談等の支援を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
5.その他	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの見直し（モニタリング）などの支援を行います。
	地域移行支援	入所や入院などをされている方に、住居の確保、福祉サービスの見学・体験のための外出の同行支援、地域生活に移行するための相談などの支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしの障がいのある人に、夜間も含む緊急時の連絡や相談などの支援を行います。

東御市 障がい福祉サービス利用の流れ

①初期相談・利用申請等

（福祉課　福祉共生社会推進係 ◆18 歳未満：子どもサポートセンター　子ども政策係）

・面接等によりニーズ把握を行います。サービス利用にあたり、申請書等を提出いただきます。
・必要に応じてサービス利用を希望する事業所の見学や体験も実施します。

↓

②認定調査（障害支援区分認定）

・福祉課および子どもサポートセンター職員または委託を受けた認定調査員が、サービスを利用したい方の障がいの状況や生活状況等を聞き取ります。（全国統一項目）
・利用するサービスによっては主治医からの意見書が必要です。

※児童の場合、必要に応じ児童相談所等にサービス利用に関する意見を求めることがあります。

↓

③利用計画の作成・担当者会議

・サービス利用にあたり、相談支援事業所と契約し、計画書を作成してもらいます。作成された計画書は東御市（福祉課または子どもサポートセンター）に提出してください。
・サービス開始時には担当者会議を実施します。

↓

④支給決定　（福祉課　福祉共生社会推進係 ◆18 歳未満：子どもサポートセンター　子ども政策係）

・提出された計画書や担当者会議での検討をもとに東御市が支給決定を行います。
・決定内容に基づいて障がい福祉サービス受給者証を発行します。

↓

⑤利用開始

・利用する障がい福祉事業所と契約をし、利用を始めます。
・障がい福祉サービス受給者証を事業所に提出してください。
・サービス利用中は、相談支援事業所の相談支援専門員がサービス利用の状況を検証（モニタリング）し、必要時には計画の見直し等を行います。
・原則として１年（個別に設定）毎にサービス利用の更新を行います。
・必要に応じて支援会議を行います。

障がい者・児関連団体、親の会等

名　称	対　象
東御市手をつなぐ育成会	知的障がい者とその家族
東御市身体障害者福祉協会	身体障がい者
東御市聴覚障害者協会	聴覚障がい者
東御市視覚障害ネットワークゆるり	視覚障がい者
陽だまりの会（精神障がい者家族会）	精神障がい者の家族
パステル・ポコ	摂食障がい者とその家族
はこべの会	障がい児の家族
ぴかそくらぶ	発達障がい児の家族

窓口　東御市福祉事務所（共生社会推進係）　TEL　0268－64－8888
FAX　0268－64－8880
18 歳未満：子どもサポートセンター　TEL　0268－71－0450
（子ども政策係）　FAX　0268－64－3128



＊お弁当＊　たむら　めいさん



編集・発行
2025年10月
東御市福祉事務所
福祉課　共生社会推進係
〒389-0502　東御市鞍掛197
電話　0268－64－8888
FAX　0268－64－8880

